

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 1 7 年 度 (2 0 0 5 年 度)

豊 中 市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成18年度で18年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成17年度は、行政文書開示制度では、238件（うち、35件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、77件の自己情報の開示請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思われると思います。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていききたいと思います。

本書は、平成17年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成18年（2006年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	2
(3) 不開示理由の内訳	3
(4) 開示請求者の内訳	4
(5) 開示の実施方法	4
(6) 行政文書開示請求	6
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	25
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	25
(3) 部局別開示等請求件数	27
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	27
(5) 自己情報開示等請求	28
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	37
(2) 審査会の答申	38
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	45
(2) 利用内容と利用者の内訳	46
(3) 保有資料の複写状況	46
(4) 有料頒布資料の販売状況	47
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	48
(6) 配架されている主な資料	49
V. 会議公開制度の運用状況	
(1) 審議会等の会議の公開状況	51
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	57
(2) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	57

VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	59
(2) 豊中市個人情報保護条例	66
(3) 豊中市個人情報保護条例	72
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	86
(5) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	87
(6) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	89

I. 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		16年度まで	17年度	合 計
請求件数		7,070件(83)	238件(35)	7,308件(118)
請求者数		660人(36)	103人(21)	763人(57)
処 理 状 況	全部開示	1,405件(20)	94件(11)	1,499件(31)
	部分開示	2,973件(47)	82件(16)	3,055件(63)
	不開示	191件(1)	12件(2)	203件(3)
	不開示 (文書不存在)	111件(2)	26件(3)	137件(5)
	存否応答拒否	0件(0)	0件(0)	0件(0)
	取下げ	2,390件(13)	24件(3)	2,414件(16)
開 示 率		95.8%(98.5%)	93.6%(93.1%)	95.7%(96.9%)
不服申立て件数		89件	2件	91件

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

○ 平成17年度の行政文書の開示請求は、延べ82人から203件の請求がありました。
 その処理状況は、全部開示83件、部分開示66件、不開示10件、文書不存在による不開示23件、取下げが21件でした。

請求の主なものは、大阪府市町村職員互助会の退会給付金に関する文書11件、保育所に係る委託料・補助金等に関する文書26件、教育委員会の職員採用に関する文書13件、下水道施設の入札に関する文書14件、開発行為等に関する文書11件、水道料金等に関する文書14件でした。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を21人から35件受けました。その処理状況は、全部開示11件、部分開示16件、不開示2件、不開示(文書不存在)3件、取下げ3件でした。

制度化以来の通算では、延べ763人から7,308件の行政文書について請求があり(行政文書の任意開示の申出を含む。)、その処理状況は、全部開示1,499件、部分開示3,055件、不開示203件、文書不存在による不開示137件、取下げ2,414件となっています。

開示率(※)は、平成17年度は93.6%、制度化以来では95.7%となっています。

※ 開示率 = (全部開示件数 + 部分開示件数) ÷ (全部開示件数 + 部分開示件数 + 不開示件数)
 ただし、不開示件数には、不開示(文書不存在)および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計
1	市長 (10部局)	総務部 (4課)	人材育成室 人事課	5 (0)	158
			人材育成室 職員課	9 (0)	
			情報公開課	1 (0)	
			財産管理課	6 (3)	
		人権文化部	市民活動課	1 (0)	
		政策推進部	情報政策課	6 (0)	
		環境部 (3課)	環境政策室	4 (3)	
			公園みどり推進課	7 (0)	
			廃棄物対策室減量推進課	2 (0)	
		財務部	固定資産税課	9 (6)	
		市民生活部	市民課	7 (2)	
		健康福祉部 (3課)	地域福祉課	2 (0)	
			福祉事務所高齢福祉課	7 (0)	
			保険室介護相談課	5 (0)	
		こども未来部	保育課	26 (0)	
		建築都市部 (4課)	建築指導室指導課	12 (4)	
			建築指導室審査課	10 (3)	
			建築指導室監察課	4 (0)	
			開発調整室	4 (0)	
		土木下水道部 (5課)	土木下水道総務課	6 (0)	
土木下水道建設課	1 (0)				
道路管理課	8 (0)				
下水道管理課	2 (0)				
猪名川流域下水道事務所	14 (14)				
2	教育委員会 (2室)	教育総務室	企画総務課	2 (0)	17
			学校教育室	3 (0)	
		学校教育部 (3課)	幼児教育課	1 (0)	
			教職員課	11 (0)	
3	水道事業管理者	水道局 (7課)	水道総務課	22 (0)	63
			経営企画課	8 (0)	
			お客さまセンター 水道窓口課	5 (0)	
			お客さまセンター 給水装置課	10 (0)	
			水道建設課	8 (0)	
			浄水課	2 (0)	
			水道維持課	8 (0)	
3実施機関	13部局	35課	238 (35)	238	

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成16年度まで	平成17年度	合 計
請 求 件 数	7,070 (83)	238 (35)	7,308 (118)
不開示又は部分開示件数	3,164 (48)	94 (18)	3,258 (66)
個 人 情 報	1,905 (11)	76 (9)	1,981 (20)
法 人 等 情 報	2,120 (28)	33 (5)	2,153 (33)
審議検討等情報	70 (16)	1 (0)	71 (16)
事務事業情報	897 (20)	21 (12)	918 (32)
任意提供情報	2 (0)	0 (0)	2 (0)
公共安全等情報	219 (1)	0 (0)	219 (1)
法令秘等情報	4 (0)	0 (0)	4 (0)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成17年度は238件(取下げ等24件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(12件)又は部分開示(82件)の決定が行われたものが、94件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの76件(80.9%)、法人等情報(第2号)33件(35.1%)、審議検討等情報(第3号)1件(1.1%)、事務事業情報(第4号)21件(22.3%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては契約における単価、経費率等の部分でした。

制度化以来の通算では7,308件(取下げ等2,414件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(203件)又は部分開示(3,055件)の決定が行われたものは3,258件ありました。このうち、個人情報に該当するもの1,981件(60.8%)、法人等情報2,153件(66.1%)、審議検討等情報71件(2.2%)、事務事業情報918件(28.2%)、任意提供情報2件(0.1%)、公共安全等情報219件(6.7%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.4%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成16年度まで	平成17年度	合 計
市内に住所を有する者	6,382	168	6,550
事務所等を有するもの	261	15	276
在 勤 者	333	13	346
在 学 者	0	0	0
納 税 義 務 者	0	7	7
利 害 関 係 者	11	0	11
任 意 申 出 者	83	35	118
合 計	7,070	238	7,308

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成17年度の開示請求者の内訳は、238件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求168件（70.6%）、事務所等を有するもの（団体・個人）からの請求が15件（6.3%）、在勤者からの請求が13件（5.5%）、納税義務者からの請求が7件（2.9%）でした。また、昨年度に引き続き、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が35件（14.7%）ありました。

制度化以来の通算では7,308件の請求のうち、6,550件（89.6%）が市内に住所を有する者、276件（3.8%）が事務所等を有するもの、346件（4.7%）が市内の事務所や事業所に勤務している者、7件（0.1%）が納税義務者、11件（0.2%）が利害関係者、118件（1.6%）が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成16年度まで	平成17年度	合 計
閲 覧 の み	1,160 (0)	1 (0)	1,161 (0)
閲覧と写し等の交付	3,079 (55)	111 (4)	3,190 (59)
写し等の交付のみ	118 (13)	59 (18)	177 (31)
聴 取 又 は 視 聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	4,357 (68)	171 (22)	4,528 (90)

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成17年度は、閲覧のみが1件（0.6%）、閲覧と写し等の交付が111件（64.9%）、写し等の交付のみが59件（34.5%）でした。なお、請求者が来庁しなかったため、開示の実施を行っていないものが5件あります。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,161件（25.6%）、閲覧と写し等の交付が

3, 190件(70.5%)、写し等の交付のみが177件(3.9%)となっています。

請求者が来庁しなかったため開示できなかったものが、平成6年度と平成11年度を合わせて21件あります。

(6)行政文書開示請求

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成17年4月1日	豊中市上野丘自治会の会則	市民	人権文化部 市民活動課	平成17年4月7日	部分開示	第1号	平成17年4月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
2	平成17年4月5日	分割(分筆)により他方に公共マスが無償に個人にて設置しなければならぬ理由のわかる資料一切	市民	下水道部 下水道管理課	平成17年4月14日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
3	平成17年4月13日	供給規程	市民	水道局 水道総務課	平成17年4月21日	全部開示	-	平成17年4月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
4	平成17年4月21日	豊中市公立学校教員の不祥事の事後措置について	市民	教育委員会 学校教育課	平成17年5月6日	部分開示	第1号	平成17年5月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
5	平成17年4月21日	大阪府豊中市公立学校教員の不祥事に係る事後措置について(通知)	市民	教育委員会 学校教育課	平成17年5月6日	部分開示	第1号	平成17年5月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
6	平成17年4月21日	豊中市公立学校教員に対する訓告について	市民	教育委員会 学校教育課	平成17年5月6日	部分開示	第1号	平成17年5月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
7	平成17年4月21日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境政策室	平成17年4月25日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
8	平成17年4月22日	豊中市水道サービス公社に対する業務委託契約書	市民	水道局 水道総務課	平成17年4月26日	全部開示	-	平成17年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
9	平成17年4月27日	共同住宅等におけるメーター設置基準及びメーターユニット採用の調査について(報告)	市民	水道局 水道客タ 給水装置課	平成17年5月11日	全部開示	-	平成17年5月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
10	平成17年4月27日	給水工事指定業者からの行政相談について	市民	水道局 水道客タ 給水装置課	平成17年5月11日	全部開示	-	平成17年5月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
11	平成17年4月28日	厚生労働省からの指導において、給水装置の給水引込工事の公道部分の占用申請について、平成5年より現在迄に市申請より業者申請に変更の依頼があったことがわかる文書一切	市民	水道局 水道客タ 給水装置課	平成17年5月11日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	平成17年5月2日	近隣関係住民等事前説明報告書((仮称)○○○マンション)	市民	建築都市部 開発調整室	平成17年5月16日	部分開示	第1号、第2号	平成17年6月1日	閲覧	-	
13	平成17年5月9日	豊中市全域の国有財産特別措置法第5条第1項第5号に基づく国有財産譲与申請書添付の特定区画配置図	任意申出者	総務部 財産管理課	平成17年5月10日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
14	平成17年5月10日	街路樹等の維持管理業務について(依頼)	市民	環境部 公園みどり課	平成17年5月16日	全部開示	-	平成17年5月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
15	平成17年5月11日	通報処理票(○○○の件)	市民	建築都市部 建築指導課	平成17年5月19日	部分開示	第1号	平成17年5月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
16	平成17年5月11日	豊中市水道局と豊中市水道サービス公社との業務委託契約の内、道路調査業務(道路の権利調査)、道路調査報告書 平成16年度分	市民	水道局 水道建設課	平成17年5月24日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
17	平成17年5月12日	大阪府市町村職員互助会退会給付金 平成11年度支給実績	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
18	平成17年5月12日	大阪府市町村職員互助会退会給付金 平成12年度支給実績	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
19	平成17年5月12日	大阪府市町村職員互助会退会給付金 平成13年度支給実績	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
20	平成17年5月12日	退会給付金・生業資金の送付について(平成14年度分)	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	部分開示	第1号	平成17年6月2日	写し等の 交付	-	
21	平成17年5月12日	退会給付金・生業資金の送付について(平成15年度分)	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	部分開示	第1号	平成17年6月2日	写し等の 交付	-	
22	平成17年5月12日	退会給付金等の送付について(平成16年度分)	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	部分開示	第1号	平成17年6月2日	写し等の 交付	-	
23	平成17年5月12日	大阪府市町村職員互助会生業資金 平成11年度支給実績	市民	総務部 人材育成課	平成17年5月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	平成17年5月12日	大阪府市町村職員互助会生業資金 平成12年度支給実績	市民	総務部 人材育成室 職員課	平成17年5月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
25	平成17年5月12日	大阪府市町村職員互助会生業資金 平成13年度支給実績	市民	総務部 人材育成室 職員課	平成17年5月25日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
26	平成17年5月25日	工事施工体系図(平成15年度猪名川流域下水道原田処理場3系E列水処理施設築造工事)	任意申出者	下水道部 猪名川流域 下水道事務所	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
27	平成17年5月25日	支出負担行為決議書・入札関係書類(平成15年度猪名川流域下水道原田処理場3系E列水処理施設築造工事)	任意申出者	下水道部 猪名川流域 下水道事務所	平成17年6月6日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	平成17年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
28	平成17年5月25日	平成15年度猪名川流域下水道原田処理場3系E列水処理施設築造工事 建設工事の基本計画書	任意申出者	下水道部 猪名川流域 下水道事務所	平成17年5月30日	取下げ	-	-	-	-	
29	平成17年5月25日	支出負担行為決議書・入札関係書類(平成14年度猪名川流域下水道原田処理場3系E列水処理施設築造工事委託)	任意申出者	下水道部 猪名川流域 下水道事務所	平成17年6月6日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	平成17年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
30	平成17年5月25日	支出負担行為決議書・入札関係書類(平成13年度猪名川流域下水道原田処理場3系E列水処理施設築造工事委託)	任意申出者	下水道部 猪名川流域 下水道事務所	平成17年6月6日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	平成17年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
31	平成17年5月26日	平成17年4月11日付で豊中市採用の職員のうち豊中市教育委員会の理事として出向した職員の採用にかかわる募集要項及び募集要項作成にかかわる会議等の記録並びに選考基準及び選考基準作成にかかわる会議等の記録	在勤者	総務部 人材育成室 人事課	平成17年5月30日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
32	平成17年6月2日	豊中市水道局就業規則の一部を改正する規程について	市民	水道部 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
33	平成17年6月2日	豊中市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程について	市民	水道部 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
34	平成17年6月2日	豊中市水道局会計規程の一部を改正する規程について	市民	水道部 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
35	平成17年6月2日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の制定について	市民	水道部 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
36	平成17年6月2日	豊中市水道局職名規程の一部を改正する規程について	市民	水道局 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
37	平成17年6月2日	企業職員の給与の種類及び基準を定める条列施行規程の一部を改正する規程について	市民	水道局 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
38	平成17年6月2日	豊中市指定給水装置工事業者規程の一部を改正する規程について	市民	水道局 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
39	平成17年6月2日	豊中市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程について	市民	水道局 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
40	平成17年6月2日	豊中市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程について	市民	水道局 水道総務課	平成17年6月6日	全部開示	-	平成17年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
41	平成17年6月2日	共同住宅における各戸検針、各戸徴収の使用材(給水用具)の変更について。又その理由のわかる文書	市民	水道局 お客様センター 給水装置課	平成17年6月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
42	平成17年6月2日	退会給付金・生業資金の廃棄目録 平成11年～平成13年度迄	市民	総務部 情報公開課	平成17年6月10日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
43	平成17年6月3日	〇〇〇行政書士名による戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民	市民生活部 市民生活課	平成17年6月17日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
44	平成17年6月3日	〇〇〇行政書士名による戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民	市民生活部 市民生活課	平成17年6月17日	部分開示	第1号	平成17年6月22日	写し等の 交付	-	
45	平成17年6月3日	〇〇〇行政書士名による戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民	市民生活部 市民生活課	平成17年6月17日	部分開示	第1号	平成17年6月22日	写し等の 交付	-	
46	平成17年6月9日	開発行為許可申請書関係書類(公図、開発区域図、土地利用計画図、求積図、設計説明書、開発行為申請書)(57件部)	任意申出者	建設都市部 建築指導室 指導課	平成17年6月23日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
47	平成17年6月9日	道路の位置指定関係書類(道路位置指定図、公図、平面図、丈量図)(211件分)	任意申出者	建設都市部 建築指導室 指導課	平成17年6月23日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
48	平成17年6月17日	手数料(*道路台帳の閲覧手数料)に関する調査票	市民	土木部 下水道管理課	平成17年6月29日	全部開示	-	平成17年6月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
49	平成17年6月17日	調定決議書及び通知書(*道路台帳の閲覧件数)	市民	土木部 下水道管理課	平成17年6月29日	全部開示	-	平成17年6月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
50	平成17年6月17日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境政策室	平成17年6月21日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
51	平成17年6月23日	特定建設作業実施届出書(豊中市〇〇〇)	市民	環境部 環境政策室	平成17年6月28日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
52	平成17年6月28日	道路敷内の物件・看板類等の除却について(勧告)	市民	土木部 下水道管理課	平成17年6月30日	部分開示	第1号	平成17年7月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
53	平成17年7月5日	豊中市〇〇〇外の開発に関わる返答書	市民	建築都市部 建築指導課	平成17年7月5日	全部開示	-	平成17年7月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	即日開示
54	平成17年7月7日	土地利用の調整に関する条例第23条第3項 開発行為等 事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導課	平成17年7月12日	部分開示	第2号	平成17年7月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
55	平成17年7月7日	報告書(*〇〇〇公園の樹木伐採について)	市民	環境部 公園みどり課	平成17年7月20日	全部開示	-	平成17年7月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
56	平成17年7月19日	住民基本台帳ネットワークシステム開発業務委託契約書	市民	政策推進部 情報政策課	平成17年8月2日	全部開示	-	平成17年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
57	平成17年7月19日	住民基本台帳ネットワークシステム変更業務委託契約書	市民	政策推進部 情報政策課	平成17年8月2日	全部開示	-	平成17年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
58	平成17年7月19日	住基サーバーと既設ネットワークとの間のファイアウォールの アクセスログをチェックした記録	市民	政策推進部 情報政策課	平成17年8月2日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
59	平成17年7月19日	電子計算機管理記録簿	市民	政策推進部 情報政策課	平成17年8月2日	部分開示	第4号	平成17年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
60	平成17年7月19日	住基ネットのオペレーションシステムに対するログオン失敗履歴の記録について確認作業を行った記録	市民	政策推進部 情報政策課	平成17年8月2日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
61	平成17年7月19日	電子計算機入室退室記録簿	市民	政策推進部 情報政策課	平成17年8月2日	部分開示	第1号	平成17年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
62	平成17年7月19日	「豊中市少子化対策臨時特例補助金事業の実施状況について」(〇〇〇幼稚園分)	事業者 (団体)	教育委員会 学校教育室 幼児教育課	平成17年7月27日	全部開示	-	平成17年8月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
63	平成17年7月28日	住居新築届及び住居番号付番・変更申出書	任意申出者	市民生活部 市民生活課	平成17年8月5日	不開示	第1号	-	-	-	
64	平成17年7月28日	住居表示地区における、住居表示案内図・住居表示台帳(新旧地番があるもの、10m間隔の印があるもの)・新旧対照簿(デジタルデータ)	任意申出者	市民生活部 市民生活課	平成17年8月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
65	平成17年8月3日	平成17年4月から平成17年7月までの開発行為に関する事前協議申請における事前協議申請書、開発区域図、土地利用計画図、給水計画図、排水計画図、公図	任意申出者	建築都市部 建築指導課	平成17年8月10日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
66	平成17年8月5日	地番参考図(豊中市〇〇〇)	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成17年8月16日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
67	平成17年8月11日	近隣関係住民等事前説明報告書((仮称)〇〇プロジェクト)	市民	建築都市部 開発調整室	平成17年8月25日	部分開示	第1号	平成17年9月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
68	平成17年8月18日	道路敷内の物件・看板類等の除却について(警告)	市民	土木部 下水道管理課	平成17年8月22日	部分開示	第1号	平成17年8月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
69	平成17年8月30日	給水装置工事配管技能者講習会への派遣について	市民	水道局 水道総務課	平成17年9月13日	部分開示	第1号	平成17年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
70	平成17年8月30日	団地等水量計算表について	市民	水道局 お客様センター 水道窓口課	平成17年9月13日	部分開示	第1号、第2号	平成17年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
71	平成17年8月30日	来庁者用喫煙場所の周知について	市民	総務部 総務管理課	平成17年9月13日	全部開示	-	平成17年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
72	平成17年8月30日	喫煙室の維持管理費(電気、水道、清掃他)	市民	総務部 財産管理課	平成17年9月13日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	情報提供
73	平成17年8月30日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の制定について	事業者 (団体)	水道局 水道総務課	平成17年9月8日	全部開示	-	平成17年9月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
74	平成17年9月12日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程を定めるまでの理由書	事業者 (団体)	水道局 水道総務課	平成17年9月16日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	平成17年10月26日	
75	平成17年9月12日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程を定めるまでの会議録	事業者 (団体)	水道局 水道総務課	平成17年9月16日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	平成17年10月26日	
76	平成17年9月12日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程について	事業者 (団体)	水道局 水道総務課	平成17年9月16日	全部開示	-	平成17年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
77	平成17年9月12日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程について	事業者 (団体)	水道局 水道総務課	平成17年9月16日	全部開示	-	平成17年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
78	平成17年9月12日	豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程について	事業者 (団体)	水道局 水道総務課	平成17年9月16日	全部開示	-	平成17年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
79	平成17年9月15日	道路占用許可申請書(近畿地方整備局)平成17年4月1日から現在まで	市民	水道局 お客センター 給水装置課	平成17年9月29日	部分開示	第1号、第2号	平成17年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
80	平成17年9月15日	道路占用許可申請書(近畿地方整備局)平成16年度	市民	水道局 お客センター 給水装置課	平成17年9月29日	部分開示	第1号、第2号	平成17年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
81	平成17年9月15日	道路占用許可申請書(近畿地方整備局)平成15年度	市民	水道局 お客センター 給水装置課	平成17年9月29日	部分開示	第1号、第2号	平成17年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
82	平成17年9月15日	道路占用許可申請書(近畿地方整備局)平成15年度	市民	水道局 お客センター 給水装置課	平成17年9月28日	取下げ	-	-	-	-	
83	平成17年9月15日	道路占用許可申請書(近畿地方整備局)平成16年度	市民	水道局 お客センター 給水装置課	平成17年9月29日	部分開示	第1号、第2号	平成17年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
84	平成17年9月15日	道路占用許可書(近畿地方整備局) 平成17年4月1日から現在まで	市民	水道客 給水装置課	平成17年9月29日	部分開示	第1号、第2号	平成17年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
85	平成17年9月15日	豊中市土地利用の調整に関する条例第23条第1項の規定による開発行為等協議申出書(豊中市〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導課	平成17年9月29日	部分開示	第1号、第2号	平成17年9月30日	写し等の 交付	-	
86	平成17年9月22日	建築計画概要書(平成17年4月1日から平成17年8月31日まで)に建築確認申請がおりたもの	任意申出者	建築都市部 建築指導課	平成17年10月6日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
87	平成17年10月3日	地番参考区(豊中市〇〇〇)	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成17年10月13日	全部開示	-	未実施	-	-	
88	平成17年10月6日	旧土地台帳付属地区の写し(大字〇〇〇)	市民	市民生活 市民課	平成17年10月12日	全部開示	-	平成17年10月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
89	平成17年10月17日	道路敷内の物件・看板類等の除却について(警告)	市民	土木部 下水道管理課	平成17年10月18日	部分開示	第1号	平成17年10月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
90	平成17年10月18日	住居表示新旧対照図(豊中市〇〇〇)	市民	市民生活 市民課	平成17年10月28日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
91	平成17年10月18日	評価図(豊中市〇〇〇)	市民	財務部 固定資産税課	平成17年10月28日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
92	平成17年10月18日	地番参考区(豊中市〇〇〇)	市民	財務部 固定資産税課	平成17年10月28日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
93	平成17年10月21日	平成12年度から平成16年度までの身体障害者を対象とした豊中市職員採用選考試験の第1次試験、第2次試験の各合格基準点(もしくは合格最低点)が記載された文書	市民	総務部 人材育成室 人事課	平成17年11月2日	不開示	第1号、第4号エ	-	-	-	
94	平成17年10月24日	平成17年度初日(平成17年9月1日分)	市民	子ども未来 保育課	平成17年11月1日	全部開示	-	平成17年11月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
95 ～ 111	平成17年10月26日	平成17年度月報8月分(〇〇〇家庭保育所) (計17ヶ所)	市民	子ども未来 保育課	平成17年11月8日	全部開示	-	平成17年11月14日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
112	平成17年10月26日	東寺内町歩第2号線昇降施設整備工事施工体制台帳	市民	土木部 下水道 土木部 建設	平成17年10月27日	取下げ	-	-	-	-	
113	平成17年10月28日	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)第10条の規定による対象建設工事の届出書(豊中市〇〇〇〇)	市民	建設都市部 建築指導課	平成17年11月8日	部分開示	第1号	平成17年11月11日	写し等の 交付	-	
114	平成17年10月31日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境政策室	平成17年11月9日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
115	平成17年11月11日	道路台帳(豊中市〇〇〇〇)	任意申出者	建設都市部 建築指導課	平成17年11月24日	全部開示	-	平成17年11月30日	写し等の 交付	-	
116	平成17年11月14日	平成13年度民間保育所運営費委託料の実績確定に伴う追加支払い等について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	全部開示	-	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
117	平成17年11月14日	平成14年度民間保育所運営(委託)費の精算について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	全部開示	-	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
118	平成17年11月14日	平成15年度民間保育所運営(委託)費の精算について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	全部開示	-	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
119	平成17年11月14日	平成16年度民間保育所運営(委託)費の精算について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	全部開示	-	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
120	平成17年11月14日	平成13年度民間保育所運営費補助金交付確定について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	部分開示	第1号、第2号	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
121	平成17年11月14日	平成14年度民間保育所運営費補助金交付確定について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	部分開示	第1号、第2号	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
122	平成17年11月14日	平成15年度民間保育所運営費補助金交付確定について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	部分開示	第1号、第2号	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
123	平成17年11月14日	平成16年度民間保育所運営費補助金交付確定について	市民	こども未来部 保育課	平成17年11月25日	部分開示	第1号、第2号	平成17年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
124	平成17年11月17日	豊中市(請求日現在では豊中市となっている自治体分含む)が、平成12年度から平成16年度までに国有財産措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために契約した法定外公共物譲与に係る特定作業業務委託契約書及び仕様書(個人情報分を除く)(道路法第90条第2項及び下水道法第36条の財産を含む)	任意申出者	総務部 財産管理課	平成17年11月21日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
125	平成17年11月17日	取納状況表(平成12年度～17年度)	市民	下水道部 土木課	平成17年11月30日	全部開示	-	平成17年12月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
126	平成17年11月17日	下水道使用料改定資料(平成16年4月実施)	市民	下水道部 土木課	平成17年11月30日	全部開示	-	平成17年12月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
127	平成17年11月18日	水道料金過去5年間の合計額(平成12年11月18日～現在迄)	市民	水道局 客タ 窓口課	平成17年11月30日	全部開示	-	平成17年12月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
128	平成17年11月18日	検針が1ヶ月の過去5年間の水道料金(平成12年11月18日～現在迄)	市民	水道局 客タ 窓口課	平成17年11月30日	全部開示	-	平成17年12月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
129	平成17年11月18日	水道料金制度検討会議事録	市民	水道局 企画課	平成17年12月2日	全部開示	-	平成17年12月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
130	平成17年11月18日	水道料金改定資料(平成12年12月)	市民	水道局 企画課	平成17年12月2日	全部開示	-	平成17年12月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
131	平成17年11月18日	水道使用料の検針が1ヶ月より2ヶ月に変更になったことがわかる資料一切	市民	水道局 企画課	平成17年12月2日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
132	平成17年11月25日	開発行為等の協議書(平成15年10月1日～17年11月11日)	事業者 (団体)	水道局 建設課	平成17年12月26日	部分開示	第1号、第2号	平成17年12月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	17日間延長
133	平成17年12月2日	平成15年度厚生労働省立入検査議事録	事業者 (団体)	水道局 建設課	平成17年12月9日	全部開示	-	平成17年12月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
134	平成17年12月2日	平成15年度水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査の実施について	事業者 (団体)	水道局 建設課	平成17年12月9日	全部開示	-	平成17年12月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
135	平成17年12月2日	平成15年度立入検査の実施に伴う事前資料	事業者 (団体)	水道局 建設課	平成17年12月9日	全部開示	-	平成17年12月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
136	平成17年12月2日	都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請書(許可番号○○○)	市民	建築都市部 建築指導課	平成17年12月15日	部分開示	第1号、第2号	平成17年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
137	平成17年12月7日	地番参考図(豊中市○○○)	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成17年12月9日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
138	平成17年12月8日	平成17年11月30日付で正規職員を退職後、引続き12月1日付で臨時職員として再雇用された職員の名簿	市民	総務部 人材育成課	平成17年12月20日	不開示	第1号	-	-	-	
139	平成17年12月20日	工事報告書(表紙、給水管接合替工事使用材料表及び員数表)(平成15年度～現在)	市民	水道局 水道建設課	平成18年2月14日	部分開示	第1号	平成18年3月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	43日間延長
140	平成17年12月20日	開発者負担金に係る覚書の締結について	納税義務者	建築都市部 建築指導課	平成18年2月3日	部分開示	第1号、第2号	平成18年2月9日	写し等の 交付	-	45日間延長
141	平成17年12月20日	○○○に係る開発者負担金問題についての議事録	納税義務者	建築都市部 建築指導課	平成18年2月3日	部分開示	第1号	平成18年2月9日	写し等の 交付	-	45日間延長
142	平成17年12月20日	○○○に係る開発者負担金について	納税義務者	建築都市部 建築指導課	平成18年2月3日	部分開示	第1号	平成18年2月9日	写し等の 交付	-	45日間延長
143	平成17年12月20日	開発者負担金に係る変更に関する覚書の締結について	納税義務者	建築都市部 建築指導課	平成18年2月3日	部分開示	第1号、第2号	平成18年2月9日	写し等の 交付	-	45日間延長
144	平成17年12月26日	地番参考図(豊中市○○○)	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成17年12月28日	全部開示	-	平成17年12月28日	写し等の 交付	-	
145	平成18年1月10日	豊中市家屋経年異動申請並びに家屋所在図データ等整備業務委託契約書	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成18年1月20日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
146	平成18年1月12日	豊中市水道局にて発注した物件で増額、減額の入札資料一切(平成16年度分)	市民	水道局 水道建設課	平成18年1月18日	取下げ	-	-	-	-	
147	平成18年1月12日	豊中市水道局にて発注した物件で増額、減額の入札資料一切(平成17年度分)	市民	水道局 水道建設課	平成18年1月18日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
148	平成18年1月12日	土木下水道部の入札状況資料一切(平成17年度)	市民	土木下水道課 土木下水道課 総務	平成18年1月18日	取下げ	-	-	-	-	
149	平成18年1月12日	土木下水道部の入札状況資料一切(平成16年度)	市民	土木下水道課 土木下水道課 総務	平成18年1月18日	取下げ	-	-	-	-	
150	平成18年1月12日	土木下水道部の入札状況資料一切(平成15年度)	市民	土木下水道課 土木下水道課 総務	平成18年1月18日	取下げ	-	-	-	-	
151	平成18年1月13日	水道料金制度検討会議事録(第3回)	市民	水道局 水道局 企画課	平成18年1月27日	全部開示	-	平成18年2月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
152	平成18年1月13日	水道料金制度検討会議事録(第4回)	市民	水道局 水道局 企画課	平成18年1月27日	全部開示	-	平成18年2月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
153	平成18年1月16日	豊中市介護認定調査依頼件数(平成17年分)	事業者 (個人)	健康福祉部 保健課 相談	平成18年1月30日	全部開示	-	平成18年2月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
154	平成18年1月17日	地番参考図(豊中市〇〇〇)	事業者 (個人)	財務部 固定資産課	平成18年1月20日	全部開示	-	平成18年1月24日	写し等の 交付	-	
155 ～ 157	平成18年1月18日	猪名川流域下水道原田処理場1・2系汚泥処理施設運転 管理業務委託(その2含む)(平成15年度～17年度)	任意申出者	土木部 下水道課 下水道事務所	平成18年1月30日	部分開示	第4号イ	平成18年2月6日	写し等の 交付	-	
158 ～ 160	平成18年1月18日	猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥処理施設運転管 理業務委託(その2含む)(平成15年度～17年度)	任意申出者	土木部 下水道課 下水道事務所	平成18年1月30日	部分開示	第4号イ	平成18年2月6日	写し等の 交付	-	
161 ～ 163	平成18年1月18日	猪名川流域下水道原田処理場3系水処理施設運転管理 業務委託(その2含む)(平成15年度～17年度)	任意申出者	土木部 下水道課 下水道事務所	平成18年1月30日	部分開示	第4号イ	平成18年2月6日	写し等の 交付	-	
164	平成18年1月23日	工事決議書(平成14年度市内各公園遊具改修工事(第3 回))	市民	環境部 公園みどり課 推進	平成18年2月6日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	平成18年2月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
165	平成18年1月23日	新田南公園入口改修工事に関する意思決定についての書 類	市民	環境部 公園みどり課 推進	平成18年2月6日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
166	平成18年1月23日	工事決議書(平成14年度市内各公園施設改修工事(第3回))	市民	環境公園推進課	平成18年2月6日	部分開示	第1号、第2号、第4号イ	平成18年2月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
167	平成18年1月23日	新田南公園入口遊具取替に関する意思決定についての書類	市民	環境公園推進課	平成18年2月6日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
168	平成18年1月24日	豊中市家屋経年異動判読並びに家屋所在図データ等整備業務委託仕様書	任意申出者	財務部固定資産税課	平成18年1月26日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
169 ～ 173	平成18年2月1日	修繕指令伝票(平成13年度～現在迄)	市民	水道局水道維持課	平成18年2月15日	取下げ	-	-	-	-	
174	平成18年2月1日	修繕に対しての要綱、現在から過去5年間	市民	水道局水道維持課	平成18年2月15日	取下げ	-	-	-	-	
175	平成18年2月2日	第1区ごみ収集運搬業務及び第2区ごみ収集運搬業務の業務委託入札結果	市民	環境部廃棄物対策室減量推進課	平成18年2月14日	部分開示	第4号イ	平成18年2月17日	写し等の交付	-	
176	平成18年2月2日	第3区ごみ収集運搬業務の業務委託入札結果	市民	環境部廃棄物対策室減量推進課	平成18年2月14日	部分開示	第4号イ	平成18年2月17日	写し等の交付	-	
177	平成18年2月6日	豊中市介護認定調査依頼件数(平成12年4月～平成16年9月)	市民	健康福祉部保健介護相談課	平成18年2月9日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
178	平成18年2月6日	豊中市介護認定調査依頼件数(平成16年10月～12月及び平成18年1月)	市民	健康福祉部保健介護相談課	平成18年2月9日	全部開示	-	平成18年2月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
179	平成18年2月6日	法定外公共物占用許可一覧表	市民	土木部下水道管理課	平成18年2月13日	部分開示	第1号	平成18年2月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
180	平成18年2月7日	平成13年度柴原老人福祉センター所長○○○の出勤簿	市民	健康福祉部地域福祉課	平成18年2月13日	部分開示	第1号	平成18年2月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
181	平成18年2月8日	近隣関係住民等事前説明報告書(仮称○○○)	市民	建築都市部開発調整室	平成18年2月22日	部分開示	第1号、第2号	平成18年2月22日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
182	平成18年2月8日	近隣関係住民等事前説明報告書(仮称〇〇〇)	市民	建築都市部 開発調整室	平成18年2月22日	部分開示	第1号、第2号	平成18年2月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
183	平成18年2月8日	(仮称〇〇〇)新築計画公園みどり推進課との協議内容	市民	環 境 公 園 推 進 課	平成18年2月13日	取下げ	-	-	-	-	
184	平成18年2月8日	違反建築物(工作物)調査	市民	建築都市部 建築指導課 監	平成18年2月22日	不開示	第1号、第4号ア	-	-	-	
185	平成18年2月8日	通報処理票	市民	建築都市部 建築指導課 監	平成18年2月22日	不開示	第1号、第4号ア	-	-	-	
186	平成18年2月8日	所有建築物について	市民	建築都市部 建築指導課 監	平成18年2月22日	不開示	第1号、第4号ア	-	-	-	
187	平成18年2月9日	豊中市所有地内の広告看板(不法占用物)及び車輛の除去について(警告)	市民	土木 下水道 管理課	平成18年2月10日	部分開示	第1号	平成18年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
188	平成18年2月9日	豊中市所有地内の広告看板(不法占用物)の除去について(警告)	市民	土木 下水道 管理課	平成18年2月10日	部分開示	第1号	平成18年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
189	平成18年2月9日	道路敷内の物件・看板類等の除去について(警告)	市民	土木 下水道 管理課	平成18年2月10日	部分開示	第1号	平成18年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
190	平成18年2月13日	平成17年1月分 介護認定調査委託料支出命令書 平成12年4月～現在分 介護認定調査委託料支出命令書 (明細書)	事業者 (個人)	健康福祉部 介護相談課	平成18年4月13日	全部開示	-	平成18年4月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長
191	平成18年2月14日	確認事項(*開発者負担金に係るもの)	納税義務者	建築都市部 建築指導室 査	平成18年2月22日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
192	平成18年2月14日	平成11年頃以降、豊中市建築指導課または関連部署の担当者〇〇〇または〇〇〇との10数回以上の協議に関するすべての記録など	納税義務者	建築都市部 建築指導課 査	平成18年2月22日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
193	平成18年2月14日	第44回開発者負担金調整委員会の開催について	納税義務者	建築都市部 建築指導室 査	平成18年2月22日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
194	平成18年2月14日	成接々毛(※平成17年4月1日付で豊中市採用の職員のうち豊中市教育委員会の理事として出向した職員に因る大阪教育ユニオンと豊中市教育委員会との交渉の記録)	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年2月28日	部分開示	第1号	平成18年3月6日	写し等の交付	-	
195	平成18年2月14日	退職手当計算書及び特別退職者の翌日昇給予定者調査の提出について	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年2月28日	不開示	第1号	-	-	-	
196	平成18年2月14日	教職員の退職について	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年2月28日	不開示	第1号	-	-	-	
197	平成18年2月14日	辞令簿	在勤者	教育委員会 企画総務課	平成18年2月28日	部分開示	第1号	平成18年3月6日	写し等の交付	-	
198	平成18年2月14日	採用発令について	在勤者	総務部 人材課	平成18年2月28日	部分開示	第1号	平成18年3月6日	写し等の交付	-	
199	平成18年2月15日	「土地利用の調整に関する条例」第23条第4項開発行為等事前相談返答書(豊建指第〇〇〇号)	市民	建設都市部 建築指導課	平成18年2月17日	全部開示	-	平成18年3月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
200	平成18年2月15日	「土地利用の調整に関する条例」第23条第3項開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	建設都市部 建築指導課	平成18年2月27日	部分開示	第2号	平成18年3月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
201	平成18年2月22日	雑居ビルで特例計算をしている所資料一切、雑居ビルで特例計算をしていない所資料一切	市民	水道局 お客様窓口	平成18年3月1日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
202	平成18年2月24日	平成12年度柴原老人福祉センター所長〇〇〇の出勤簿	市民	健康福祉部 地域福祉課	平成18年2月27日	部分開示	第1号	平成18年3月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
203	平成18年3月1日	第一・第二庁舎水道料金支払状況	市民	総務部 財産管理課	平成18年3月9日	全部開示	-	平成18年3月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
204	平成18年3月1日	共同住宅等の料金算定に関する要綱に基づく申込書の提出の資料一切(第1庁舎)	市民	水道局 お客様窓口	平成18年3月13日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
205	平成18年3月3日	豊中市介護認定調査依頼件数(平成18年2月)	事業者 (個人)	健康福祉部 福祉相談課	平成18年3月16日	全部開示	-	平成18年3月20日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
206	平成18年3月3日	平成17年度水道事業経営改革推進委員会第3回について	市民	水道局 経営企画課	平成18年5月1日	部分開示	第3号	平成18年5月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	45日間延長
207	平成18年3月6日	都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請書(許可番号〇〇〇)	市民	建設都市部 建築指導課	平成18年3月13日	部分開示	第1号、第2号	平成18年3月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
208	平成18年3月6日	平成18年度高齢者保健福祉施設整備計画書提出について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月20日	全部開示	-	平成18年3月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
209	平成18年3月6日	平成18年度地域介護・福祉空間整備等交付金等協議等対象事業者の候補決定について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月20日	部分開示	第2号	平成18年3月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
210	平成18年3月6日	採用発令について	在勤者	総務部 人事課	平成18年3月17日	部分開示	第1号	平成18年3月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
211	平成18年3月6日	辞令簿	在勤者	教育委員会 総務課	平成18年3月17日	部分開示	第1号	平成18年3月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
212	平成18年3月6日	退職手当計算書及び特別退職者の翌日昇給予定者調査の提出について	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年3月17日	不開示	第1号	-	-	-	
213	平成18年3月6日	特別退職者名簿の提出について	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年3月17日	不開示	第1号	-	-	-	
214	平成18年3月6日	応募メモ(※教育委員会教職員課長作成の〇〇〇任用に係る豊中市教育委員会と大阪教育ユニオンとの交渉記録メモ)	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年3月17日	部分開示	第1号	平成18年3月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
215	平成18年3月6日	教職員の退職について	在勤者	教育委員会 学校教職員課	平成18年3月17日	不開示	第1号	-	-	-	
216	平成18年3月8日	建築計画概要書の第二面、第三面(平成17年4月1日から平成18年2月28日まで)	任意申出者	建設都市部 建築指導課	平成18年3月22日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
217	平成18年3月15日	土地下水道部総務課の公文書資料一切(件名目録の公文書)	市民	土地下水道部 総務課	平成18年3月16日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
218	平成18年3月15日	建築物定期調査報告書(〇〇〇)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 審査課	平成18年3月29日	取下げ	-	-	-	-	
219	平成18年3月20日	平成17年度11月政策会議の開催及び調書の提出について	市民	水道局 水道総務課	平成18年3月31日	全部開示	-	平成18年4月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
220	平成18年3月20日	水道局駐車場の有料化について	市民	水道局 水道総務課	平成18年3月31日	全部開示	-	平成18年4月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
221	平成18年3月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	総務部 財産管理課	平成18年4月4日	不開示	第1号	-	-	-	
222	平成18年3月22日	地域介護・福祉空間整備等交付金等協議等対象事業者選考に係るプレゼンテーションの実施について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月29日	部分開示	第1号、第2号	平成18年3月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
223	平成18年3月23日	保存年限に達しない(1年未満)の公文書資料一切(検討会等の議事録を除く)	市民	水道局 水道総務課	平成18年5月18日	取下げ	-	-	-	-	45日間延長
224	平成18年3月23日	平成7年度定期水質試験成績表資料一切(柴原浄水場分)	市民	水道局 水道水課	平成18年4月4日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
225	平成18年3月23日	平成元年より平成10年までに市内給水管船溶出結果	市民	水道局 水道水課	平成18年4月4日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
226	平成18年3月24日	平成15年度(2003年度)豊中市立緑地小学校 職員会議録(運動会)	市民	教育委員会 学校教育指導課	平成18年3月31日	全部開示	-	平成18年4月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
227	平成18年3月24日	平成16年度(2004年度)豊中市立緑地小学校 職員会議録(運動会)	市民	教育委員会 学校教育指導課	平成18年3月31日	全部開示	-	平成18年4月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
228	平成18年3月24日	平成17年度(2005年度)豊中市立緑地小学校 職員会議録(運動会)	市民	教育委員会 学校教育指導課	平成18年3月31日	全部開示	-	平成18年4月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
229	平成18年3月27日	平成17年度第3・4回特別養護老人ホーム等国庫補助協議等対象事業者選考委員会の開催について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月30日	全部開示	-	平成18年4月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
230	平成18年3月27日	平成17年度第3・4回特別養護老人ホーム等国庫補助協議 等対象事業者選考委員会の内容について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月30日	部分開示	第2号	平成18年4月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
231	平成18年3月29日	「給水装置維持管理に関する検討部会」の設置について	市民	水道局 水道維持課	平成18年4月12日	全部開示	-	平成18年4月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
232	平成18年3月29日	給水装置維持管理に関する検討の上申について	市民	水道局 水道維持課	平成18年4月12日	全部開示	-	平成18年4月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
233	平成18年3月29日	平成18年度水道サービス公社の懸案事項(2項目)	市民	水道局 水道総務課	平成18年4月12日	全部開示	-	平成18年4月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
234	平成18年3月29日	平成18年度地域介護・福祉空間整備等交付金等協議等対 象事業者の候補決定について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月30日	部分開示	第2号	平成18年3月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
235	平成18年3月29日	地域介護・福祉空間整備等交付金等協議等対象事業者選 考に係るプレゼンテーションの実施について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢福祉課	平成18年3月30日	部分開示	第1号、第2号	平成18年3月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
236	平成18年3月31日	第一次中期取組プログラムの進行状況及び改訂について	市民	水道局 水道企画課	平成18年4月4日	全部開示	-	平成18年4月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
237	平成18年3月31日	上下水道統合に伴う業務調査について	市民	水道局 水道企画課	平成18年4月4日	全部開示	-	平成18年4月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
238	平成18年3月31日	退職手当計算書及び特別退職者の翌日昇給予定者調書 の提出について	在勤者	教育委員会 学校教育室 教職課	平成18年4月11日	全部開示	-	平成18年4月13日	写し等の 交付	-	

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・上記以外のもの

II. 個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		16年度まで	17年度	合 計
請 求 件 数		305件	77件	382件
請 求 者 数		262人	68人	330人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	205件	56件	261件
	一 部 承 諾 (部分開示)	41件	12件	53件
	全 部 拒 否 (不開示)	34件	1件	35件
	全 部 拒 否 (文書不存在)	11件	2件	13件
	取 下 げ	14件	6件	20件
不服申立て件数		35件	1件	36件

- 平成17年度は、77件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が76件、削除等請求が1件でした。

開示請求のうち、診療録（カルテ）に関する文書が30件、診療報酬明細書（レセプト）に関する文書が12件、住民票・戸籍に関する文書が6件ありました。

制度化以来では延べ330人から382件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求355件、目的外利用等の中止請求20件、削除請求7件となっています。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	16年度まで	17年度上半期	17年度下半期	合 計
請 求 件 数	279	39	37	355
全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）件数	63	7	7	77

旧条例に基づく不開示理由の内訳

法令秘情報	1	1		2
評価・診断等情報	18	1		19
事務事業執行情報	51	4		55
文書不存在（H13年から）	11	1		12

新条例に基づく不開示理由の内訳

本人情報			0	0
第三者の個人情報			5	5
法人等情報			1	1
審議検討等情報			1	1
事務事業情報			1	1
任意提供情報			0	0
公共安全等情報			0	0
法令秘等情報			0	0
文書不存在			1	1

- * 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- * 豊中市個人情報保護条例は、平成17年に全部改正（10月1日施行）され、不開示理由の区分も変更されたため、改正前の条例（旧条例）に基づく決定と改正後の条例（新条例）に基づく決定を区分して記載した。

- 自己情報の開示請求については、平成17年度は延べ68人から76件の請求があり、その処理状況は、承諾（全部開示）56件、一部承諾（部分開示）12件、全部拒否（文書不存在）2件、取下げ6件でした。

制度化以来の通算では、355件（取下げ17件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは77件で、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報5件、法人等情報、審議検討等情報及び事務事業情報がそれぞれ1件となっています。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請 求 件 数	小 計
1	市 長 (8部局)	政策推進部	広報広聴課	1	68
		環境部	環境政策室	1	
		財務部	固定資産税課	2	
		市民生活部 (2課)	市民課	6	
			商工労政課	3	
		健康福祉部 (3課)	健康づくり推進課	2	
			保険給付課	13	
			介護相談課	5	
		こども未来部	保育課	1	
		土木下水道部	道路管理課	4	
市立豊中病院	医療安全管理室	30			
2	水道事業管理者	水道局 (2課)	水道総務課	2	6
			経営企画課	4	
3	消 防 長	消 防 本 部	指 令 情 報 課	1	1
4	教 育 委 員 会	学 校 教 育 室 (2課)	教 職 員 課	1	2
			教 育 セ ン タ ー	1	
4実施機関		11部局	16課	77	77

- 平成17年度は、4実施機関11部局に対して77件の請求があり、その内訳は、市立豊中病院30件、健康福祉部20件、市民生活部9件、水道局6件、土木下水道部4件、財務部、学校教育室が各2件、政策推進部、環境部、こども未来部、消防本部が各1件となっています。
- 制度化以来の通算では、5実施機関に対して382件の請求があり、市長293件、教育委員会57件、監査委員10件、水道事業管理者17件、消防長5件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

(単位：件)

区 分	平成16年度まで	平成17年度	合 計
閲 覧 の み	2	1	3
閲 覧 と 写 し 等 の 交 付	197	30	227
写 し 等 の 交 付 の み	44 (13)	36 (5)	80 (18)
聴 取 又 は 視 聴	0	0	0
未 実 施	—	1	1
合 計	243 (13)	68 (5)	311 (18)

- * 1 () 内の数字は、郵送の件数(内数)
2 開示決定を行ったもののうち、未実施のものがある。

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。
- 平成17年度は、閲覧のみが1件、閲覧と写し等の交付が30件、写し等の交付のみが36件でした。なお、平成18年5月末現在で未実施のものが1件あります。
- 制度化以来の通算では、閲覧のみが3件（1.0%）、閲覧と写し等の交付が228件（73.3%）、写し等の交付のみが80件（25.7%）となっています。

なお、平成10年度、13年度及び14年度に請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものがそれぞれ1件あります。

(5)自己情報開示等請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例(旧条例)第15条第1項各号)

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成17年4月1日	児童票	開示請求	法定代理人	子ども未来部 保育課	平成17年4月14日	部分開示	第1号	平成17年4月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
2	平成17年4月1日	市立豊中病院 内科外来診療録(平成11年12月 ～平成16年11月分)	開示請求	本人	市立豊中病院 全 医療安室	平成17年4月12日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
3	平成17年4月14日	市立豊中病院 外科入院診療録(平成17年3月 14日～4月13日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 全 医療安室	平成17年4月25日	全部開示	-	平成17年4月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
4	平成17年4月21日	本市小学校教員の体罰等の行為について(報告)	開示請求	法定代理人	教育委員会 学校教育室 教職員課	平成17年5月6日	部分開示	第3号	平成17年5月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
5	平成17年4月21日	市立豊中病院 産婦人科入院診療録(平成12年 10月30日～11月10日、11月27日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 全 医療安室	平成17年5月2日	全部開示	-	平成17年5月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
6	平成17年4月21日	市立豊中病院 小児科入院診療録(平成12年10 月30日～11月28日分 CT、MR、一般撮影含 む。)	開示請求	法定代理人	市立豊中病院 全 医療安室	平成17年5月2日	全部開示	-	平成17年5月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
7	平成17年4月25日	市立豊中病院 外科外来診療録(平成7年9月4日 ～平成16年2月16日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 全 医療安室	平成17年5月9日	全部開示	-	平成17年5月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
8	平成17年4月28日	公書苦情受付票及び処理経過	開示請求	本人	環境政策部	平成17年5月2日	部分開示	第3号	平成17年5月10日	写し等の 交付	-	
9	平成17年4月28日	診療報酬明細書(平成14年1月～3月 ○○整骨 院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年5月9日	全部開示	-	平成17年5月18日	写し等の 交付	-	
10	平成17年5月12日	診療報酬明細書(平成17年3月 ○○病院分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険給付課	平成17年5月17日	全部開示	-	平成17年5月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
11	平成17年5月17日	市立豊中病院 小児科外来診療録(平成16年12 月27日～平成17年5月12日分)、整形外科外来 診療録(平成17年3月29日～5月12日分)、整形 外科・小児科入院診療録(平成16年10月28日～ 12月22日分)	開示請求	法定代理人	市立豊中病院 全 医療安室	平成17年5月27日	全部開示	-	平成17年6月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	平成17年5月24日	市立豊中病院 内科入院診療録(平成17年4月27日～平成17年5月6日分)、救急診療科外来診療録(平成17年1月28日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年6月6日	全部開示	—	平成17年6月14日	閲覧及び写し等の交付	—	
13	平成17年5月24日	診療報酬明細書(平成17年1月〇〇病院分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険給付課	平成17年5月31日	全部開示	—	平成17年6月14日	写し等の交付	—	
14	平成17年5月27日	介護保険主治医意見書(平成17年〇月〇日分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年5月30日	全部開示	—	平成17年6月6日	閲覧及び写し等の交付	—	
15	平成17年6月13日	労働訴訟等費用貸付関係書類	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成17年6月27日	全部開示	—	平成17年7月1日	写し等の交付	—	
16	平成17年6月17日	3歳6ヶ月児健康診査 発達相談記録	開示請求	法定代理人	健康福祉部 健康づくり推進課	平成17年6月30日	全部開示	—	平成17年7月4日	閲覧及び写し等の交付	—	
17	平成17年6月27日	市立豊中病院 外科入院・外来診療録(平成15年9月～平成17年5月分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年6月28日	取下げ	—	—	—	—	
18	平成17年7月1日	診療報酬明細書の自己情報開示等請求書の記録	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年7月6日	不開示(文書不存在)	—	—	—	—	
19	平成17年7月7日	市立豊中病院 内科外来診療録(平成9年4月22日～平成12年8月8日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年7月19日	全部開示	—	平成17年7月28日	閲覧及び写し等の交付	—	
20	平成17年7月7日	市立豊中病院 整形外科外来診療録(平成14年8月20日～9月2日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年7月20日	全部開示	—	平成17年7月27日	写し等の交付	—	
21	平成17年7月8日	診療報酬明細書(平成14年8月～平成16年12月〇〇病院分)(平成14年8月～平成17年4月〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年7月21日	全部開示	—	平成17年7月25日	写し等の交付	—	
22	平成17年7月8日	診療報酬明細書(平成14年8月～平成16年8月〇〇病院分)(平成14年8月～平成16年8月〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年7月21日	全部開示	—	平成17年7月25日	写し等の交付	—	
23	平成17年7月19日	市立豊中病院 内科入院診療録(平成16年11月22日～29日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年8月1日	全部開示	—	平成17年8月4日	写し等の交付	—	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	平成17年7月28日	市立豊中病院 神経内科入院・外来診療録(平成18年12月13日～平成12年12月15日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年8月8日	全部開示	—	平成17年8月12日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
25	平成17年8月2日	事故報告書(特別養護老人ホーム○○)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険介護相談課	平成17年8月5日	全部開示	—	平成17年8月9日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
26	平成17年8月5日	市立豊中病院 外科入院診療録(平成17年5月10日～26日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年8月12日	全部開示	—	平成17年8月18日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
27	平成17年8月11日	市立豊中病院 小児科入院・外来診療録(平成10年9月5日～平成17年6月1日分)	開示請求	法定代理人	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年8月17日	全部開示	—	平成17年8月23日	写し等の 交付	—	
28	平成17年8月12日	診療報酬明細書(平成16年1月 ○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年8月25日	部分開示	第2号	平成17年8月30日	写し等の 交付	—	
29	平成17年8月18日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市市民生活部	平成17年8月18日	部分開示	第3号	平成17年8月18日	写し等の 交付	—	
30	平成17年8月18日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市市民生活部	平成17年8月18日	全部開示	—	平成17年8月18日	写し等の 交付	—	
31	平成17年8月24日	市立豊中病院 産婦人科入院・外来診療録(平成12年10月31日～平成15年1月16日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年9月6日	全部開示	—	平成17年9月12日	写し等の 交付	—	
32	平成17年8月30日	労働訴訟等費用貸付関係書類	開示請求	本人	市市民生活部 商工労働政課	平成17年9月13日	全部開示	—	平成17年9月28日	閲覧	—	
33	平成17年8月30日	大阪地方裁判所平成6年第○○号民事第一審訴訟録	開示請求	本人	市市民生活部 商工労働政課	平成17年9月13日	全部開示	—	平成17年9月28日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
34	平成17年9月1日	火災調査報告書	開示請求	本人	消防本部 情報課	平成17年9月12日	部分開示	第3号	平成17年9月22日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
35	平成17年9月5日	市立豊中病院 皮膚科入院・外来診療録(平成13年8月10日～平成14年1月25日分)、救急診療科・リハビリテーション科・精神科外来診療録(平成13年8月9日～平成13年11月18日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年9月15日	全部開示	—	平成17年9月20日	写し等の 交付	—	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
36	平成17年9月12日	すこやかクリニックの記録	開示請求	法定代理人	健康福祉部の健康づくり推進課	平成17年9月26日	全部開示	—	平成17年9月30日	閲覧及び写し等の交付	—	
37	平成17年9月15日	市立豊中病院 内科入院診療録(平成9年4月10日～5月4日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年9月28日	全部開示	—	平成17年10月4日	写し等の交付	—	
38	平成17年9月16日	豊中市水道局職員分限懲戒等審査会の開催について	開示請求	本人	水道局 水道総務課	平成17年10月6日	部分開示	第2号 *注	—	写し等の交付	—	7日間延長 郵送
39	平成17年9月25日	豊中市〇〇〇〇の平面図	削除請求	本人	土木下水道部 道路管理課	平成17年10月11日	全部拒否	—	—	—	平成17年12月10日	
40	平成17年9月27日	市立豊中病院 救急診療科外来診療録(平成17年9月25日・26日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年9月27日	全部開示	—	平成17年9月27日	写し等の交付	—	

*注 決定日が、新条例の施行の日以後となったため、新条例第20条の規定を適用。

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例(新条例)第20条各号)

番号	請求日	個人情報の内容	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
41	平成17年10月5日	職員の懲戒処分等について	本人	水道局 水道総務課	平成17年10月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
42	平成17年10月5日	市立豊中病院 精神科外来診療録(平成16年9月16日分)、救急診療科外来診療録(平成16年10月2日分)	本人	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年10月14日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
43	平成17年10月14日	豊中市○○○土地を請求者の被承継人○○○と豊中町又は豊中市が交換によりその所有権を取得したという文書 上記につき、豊中市長と請求者との間に訴訟か紛争が生じ、その結果豊中市長の言い分が認められ、その訴訟か紛争に決着がついたという文書	本人	土木下水道部 道路管理課	平成17年10月26日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
44	平成17年10月14日	異議申立人が昭和16年6月3日付で豊中市長宛に提起した固定資産税・都市計画税の賦課処分に係る異議申立てに対する昭和16年9月3日付の豊中市長の決定書	本人	財務部 固定資産税課	平成17年10月28日	全部開示	-	平成17年11月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
45	平成17年10月25日	戸籍謄・抄本等交付請求書	本人	市民生活部 市民課	平成17年10月27日	全部開示	-	平成17年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
46	平成17年11月14日	市立豊中病院 整形外科入院・外来診療録(平成13年5月18日～平成17年11月分)(レントゲンフィルム含む。)	(本人)	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年11月24日	全部開示	-	平成17年11月30日	写し等の 交付	-	
47	平成17年11月15日	固定資産(土地)の実測面積による課税について(昭和59年12月3日起案)	本人	財務部 固定資産税課	平成17年11月15日	全部開示	-	平成17年11月15日	写し等の 交付	-	
48	平成17年11月16日	診療報酬明細書(平成17年2～9月 ○○病院分)	本人	健康福祉部 保険給付課	平成17年11月29日	全部開示	-	平成17年11月30日	写し等の 交付	-	
49	平成17年11月21日	市立豊中病院 入院・外来診療録(平成12年8月～平成13年4月分 レントゲンフィルム含む。)	相続人等	市立豊中病院 医療安全管理室	平成17年11月21日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
50	平成17年11月21日	市立豊中病院 内科外来診療録(平成13年10月19日～平成14年1月4日分)、循環器科外来診療録(平成17年4月26日～6月7日分)、整形外科外来診療録(平成15年11月25日～平成16年11月27日分)、脳神経外科外来診療録(平成15年11月13日～平成17年10月13日分)、救急診療科外来診療録(平成17年4月15日・11月18日分)	相続人等	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年12月5日	全部開示	—	平成17年12月9日	写し等の交付	—	
51	平成17年11月25日	市立豊中病院 循環器科入院診療録(平成16年4月26日～5月10日、11月30日～12月2日分)、神経内科入院診療録(平成16年6月7日～6月28日分)	相続人等	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年12月5日	全部開示	—	平成17年12月13日	写し等の交付	—	
52	平成17年11月30日	市立豊中病院 婦人科入院診療録(平成16年5月26日～6月2日分)	本人	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年12月8日	全部開示	—	平成17年12月13日	写し等の交付	—	
53	平成17年12月2日	桜塚区画整理事業にかゝる図面(桜塚本通〇〇)	本人	土木下水道部 道路管理課	平成17年12月7日	取下げ	—	—	—	—	情報提供
54	平成17年12月8日	市立豊中病院 入院診療録(昭和61年10月6日～10月14日分)	相続人等	市立豊中病院 医療安全管理	平成17年12月18日	取下げ	—	—	—	—	
55	平成17年12月21日	桜塚区画整理事業にかゝる図面(桜塚東通〇〇)	本人	土木下水道部 道路管理課	平成17年12月22日	取下げ	—	—	—	—	情報提供
56	平成18年1月17日	教育相談受付報告	法定代理人	教育委員会 学校教育センター	平成18年1月20日	全部開示	—	平成17年1月25日	写し等の交付	—	
57	平成18年1月23日	市立豊中病院 眼科外来診療録(平成12年5月8日～平成18年1月23日分)	本人	市立豊中病院 医療安全管理	平成18年2月1日	全部開示	—	平成17年2月8日	写し等の交付	—	
58	平成18年2月6日	住民票の写し等交付請求書	本人	市民生活部	平成18年2月8日	全部開示	—	平成18年2月14日	閲覧及び写し等の交付	—	
59	平成18年2月17日	診療報酬明細書(平成17年8月～11月分)	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年2月28日	取下げ	—	—	—	—	

番号	請求日	個人情報内容	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
60	平成18年2月17日	診療報酬明細書(平成17年6月・7月 ○○病院分)	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年2月27日	全部開示	—	平成18年3月7日	写し等の交付	—	
61	平成18年2月20日	交通事故相談票(平成16年5月25日、6月8日分)	本人	政策推進部 広報聴取課	平成18年3月6日	部分開示	第3号、第5号 _イ	平成18年3月13日	写し等の交付	—	
62	平成18年2月20日	介護保険認定審査会資料	任意代理人	健康福祉部 保険相談課	平成18年3月6日	全部開示	—	—	写し等の交付	—	郵送
63	平成18年2月21日	介護保険認定審査会ファイル	相続人等	健康福祉部 保険相談課	平成18年2月24日	全部開示	—	平成18年3月6日	閲覧及び写し等の交付	—	
64	平成18年2月21日	介護保険認定審査会ファイル	相続人等	健康福祉部 保険相談課	平成18年2月24日	全部開示	—	平成18年3月6日	閲覧及び写し等の交付	—	
65	平成18年2月21日	診療報酬明細書(平成13年1月～3月 ○○病院、平成13年1月～12月 ○○診療所、平成13年3月、5月～8月、10月～12月 ○○診療所分)	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年2月28日	全部開示	—	平成18年3月6日	閲覧及び写し等の交付	—	
66	平成18年2月22日	豊中市水道事業運営審議会(一般公募委員の欠員募集)選考依頼について	本人	水道局 経営企画課	平成18年3月6日	全部開示	—	平成18年3月10日	閲覧及び写し等の交付	—	
67	平成18年2月22日	豊中市水道事業運営審議会(一般公募委員の欠員募集)最終選考結果及び結果の通知について	本人	水道局 経営企画課	平成18年3月6日	部分開示	第2号	平成18年3月10日	閲覧及び写し等の交付	—	
68	平成18年2月22日	豊中市水道事業運営審議会(一般公募委員の欠員募集)選考依頼にかかる書類の送付について	本人	水道局 経営企画課	平成18年3月6日	部分開示	第2号	平成18年3月10日	閲覧及び写し等の交付	—	
69	平成18年2月22日	豊中市水道事業運営審議会(一般公募委員の欠員募集)最終選考依頼について	本人	水道局 経営企画課	平成18年3月6日	部分開示	第2号、第5号 _エ	平成18年3月10日	閲覧及び写し等の交付	—	
70	平成18年2月23日	市立豊中病院 小児科入院診療録(平成18年2月14日・15日分)	法定代理人	市立豊中病院 医療安全管理室	平成18年3月2日	全部開示	—	平成18年3月6日	写し等の交付	—	

番号	請求日	個人情報内容	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
71	平成18年2月23日	戸籍謄本等職務上請求書(関係書類含む。)	本人	市民生活部 市民課	平成18年3月3日	全部開示	-	平成18年3月6日	写し等の 交付	-	
72	平成18年2月27日	市立豊中病院 整形外科・リハビリテーション科外来診療録(平成17年10月13日分)	本人	市立豊中病院 医療安全管理室	平成18年3月9日	全部開示	-	平成18年3月15日	写し等の 交付	-	
73	平成18年3月8日	市立豊中病院 産婦人科入院診療録(平成18年2月13日～2月18日分)	任意代理人	市立豊中病院 医療安全管理室	平成18年3月15日	全部開示	-	平成18年3月20日	写し等の 交付	-	
74	平成18年3月10日	診療報酬明細書(平成17年8月～11月分) ○○病院、○○診療所分)	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年3月16日	全部開示	-	平成18年3月20日	写し等の 交付	-	
75	平成18年3月20日	柔道整復施術療養費支給申請書(平成14年3月・4月分) ○○整骨院分)	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年3月27日	全部開示	-	平成18年3月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
76	平成18年3月20日	市立豊中病院 整形外科入院・外来診療録(平成13年5月18日～平成17年11月8日分)(レントゲンフィルム含む。)	任意代理人	市立豊中病院 医療安全管理室	平成18年3月31日	全部開示	-	未実施	-	-	
77	平成18年3月27日	住民票の写し等交付請求書	本人	市民生活部 市民課	平成18年3月28日	部分開示	第2号	平成18年3月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

2 訂正請求、削除等請求 なし

Ⅲ. 不 服 申 立 て の 処 理 状 況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成16年度まで	平成17年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	89	2	91	
	個人情報	35	1	36	
	計	124	3	127	
処 理 状 況	却 下	行政文書	2	0	2
		個人情報	1	0	1
		計	3	0	3
	全 部 認 容	行政文書	5	0	5
		個人情報	5	0	5
		計	10	0	10
	部 分 認 容	行政文書	12	0	12
		個人情報	9	0	9
		計	21	0	21
	棄 却	行政文書	52	0	52
		個人情報	16	0	16
		計	68	0	68
	取 下 げ	行政文書	17	0	17
		個人情報	4	0	4
		計	21	0	21
合 計	行政文書	88	0	88	
	個人情報	35	0	35	
	計	123	0	123	
審 理 中	行政文書		3	3	
	個人情報		1	1	
	計		4	4	

* 却下の3件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成16年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したものうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

- 平成17年度の不服申立ては、行政文書に関するものが2件、自己情報に関するものが1件ありましたが、次年度に審理が繰り越されました。なお、平成16年度から引き続き審理中のものが1件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第33号

平成18年(2006年)3月31日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会長 木村修治

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不存在不開示決定処分について（答申）

平成17年11月2日付け諮問第29号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市水道事業管理者が行った豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程を定めるまでの理由書及び会議録に係る行政文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

平成17年9月12日、審査請求人は、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、豊中市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程を定めるまでの理由書（以下「本件理由書」という。）」及び「豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程を定めるまでの会議録（以下「本件会議録」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

なお、審査請求人は、本件開示請求に先立って、平成17年8月30日、行政文書の名称又は内容を「豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程を定めるまでの経緯がわかる理由書、起案書、会議録、決裁書」とする開示請求をしている。これに対し、実施機関は、同年9月8日、行政文書の名称を「豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の制定について」とする開示決定をし、同年9月12日、審査請求人に当該行政文書を開示したが、審査請求人において開示を求めた文書ではないとして、同日、改めて本件開示請求を含む計5件の行政文書の開示請求をしたものである。審査請求人が開示を求めた行政文書は、豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程（以下「本件規程」という。）に係る①理由書、②会議録、③起案書、④起案者がわかる書類及び⑤決裁書であり、このうち③から⑤までについては、実施機関において、同年9月16日、行政文書の名称を「豊中市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の制定について」とする行政文書の全部を開示する決定をし、同年9月21日に審査請求人に当該行政文書を開示している。

2 実施機関の決定

同年9月16日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件理由書については「該当する文書を作成していないため」との理由を付し、本件会議録については、「会議録を作成していないため」との理由を付して、それぞれ行政文書不存在による不開示決定（以下これらを「本件処分」という。）をし、審査請求人に通知した。

3 審査請求

同年10月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、審査庁である豊中市長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

第三 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書の記載内容並びに意見陳述の結果をまとめると、審査請求人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 豊中市水道局は、豊中市行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）に則り文書事務を行わなければならないものであり、文書管理規則第22条第4項においては「起案用

紙には、必要に応じて、起案の理由、事案の経過等を明らかにする資料を添付するものとする。」とされている。

- 2 また、豊中市水道局における決裁手続は、豊中市水道局事務決裁規程に則り行わなければならないものであり、同規程第3条では「関係部課の合議を経て、」と規定されている。本件規程に基づいて事務を行うこととなる水道建設課、浄水課、給水装置課及び水道維持課の各課は、関係課に該当し、これら関係課の合議を経るべきであり、当然に本件規程の内容について会議を行っているものと思料する。
- 3 以上により、本件理由書及び本件会議録は、本件規程の制定に当たって必要な文書であり、作成すべきものである。もし、作成されていないとすると、適正な事務執行が行われていないということである。
- 4 実施機関は、本件規程の制定理由、制定の過程等について市民に説明しなければならないにもかかわらず、全く説明責任を果たしていない。
- 5 よって、本件処分には誤りがあるので、その取消しを求めるものである。
- 6 なお、本件審査請求で争う内容ではないが、本件規程に定める内容についても疑問がある。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 本件理由書及び本件会議録は、いずれも作成していないため、不存在である。
- 2 水道技術管理者は、水道法第19条第1項の規定に基づき水道事業者に置くことが義務付けられており、また、その職務については、同条第2項に定められている。実施機関においては、同法の規定に基づき、水道技術管理者を置き、業務を執行してきたが、水道技術管理者の業務及び組織体制を明らかにするため、本件規程を定めたものである。
- 3 本件規程を制定するまでの経緯について
 - (1) 本件規程を制定する直接の契機としては、平成15年10月に行われた厚生労働省による立入検査であり、同検査においては、重要検査事項として「水道技術管理者の業務の関与状況」が挙げられていた。
 - (2) 厚生労働省が水道技術管理者に関する事項を重要検査事項とした趣旨としては、他の水道事業者において、管理職級の職員に水道技術管理者の資格を有する者がいない等の理由から、管理職でない者が水道技術管理者となり、水道事業における技術上の業務を総括するという水道技術管理者の責務が果たせていない例があるためである。
 - (3) 実施機関においては、これまで技術系の次長が水道技術管理者に任命されてきたため、水道技術管理者の職務を適切に遂行する体制ができていたが、今後も水道技術管理者が適正かつ円滑に職務を遂行していくためには、水道技術管理者の職務及び組織体制に関する規程を設けておく必要がある。
 - (4) 立入検査には、水道事業管理者及び実施機関の幹部職員が立ち会っており、(3)の点について全員共通した認識を持った。
 - (5) 本件規程の作成作業は、水道総務係長及び水道総務課係員が行ったが、本件規程の作成については、水道事業管理者から水道総務課長及び水道総務係長に指示があったものである。

- 4 文書管理規則第22条には、決裁用紙には、必要に応じて、起案の理由、事案の経過等を明らかにする資料を添付するものとされているが、水道事業管理者をはじめ所管課長等においては、本件規程を制定する理由等を十分に認識していたため、決裁手続において改めて理由書を作成し、制定の理由を示す必要性がなかった。
- 5 豊中市水道局事務決裁規程第3条においては、関係部課の合議を経てとあるが、本件規程に定める内容は、従前から実施機関における水道技術管理者及び関係各課長の職務として行ってきたものであり、また、関係各課長等は厚生労働省の立入検査に立ち会っており、改めて調整を行う必要性がなく、会議は開催していない。また、同様の理由により、合議を行う必要もなかった。
- 6 よって、本件理由書については作成する必要がないと判断し、また、本件会議録については、会議を開催していないため、これらの文書は作成しておらず、実施機関において保有していない。
- 7 以上の理由により、行政文書不存在による不開示決定とした本件処分に誤りはなく、本件審査請求は棄却すべきものである。

第六 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第1条は「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と規定して、市民の開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。
- (2) 条例によって保障される開示請求権は、行政文書を対象とするものである。行政文書とは、条例第2条第2号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されており、実施機関が保有していない文書については、開示請求権の対象とはならないものである。
- (3) しかしながら、一般に、市民においては行政文書の存在を確認することができず、また、行政文書であるか否かについて実施機関の恣意的な判断が行われるとすると、開示請求権を保障した条例の趣旨を損ねることとなるので、行政文書不存在を理由とする不開示決定についても、その決定の是非を争うことができるものである。ただし、行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服申立ては、不服申立人において当該開示請求に係る行政文書が存在すると主張することについて合理的な理由がある場合でなければならない。

2 本件審査請求について

本件審査請求においては、審査請求人は、開示請求に係る文書が文書管理規則第22条第4項及び豊中市水道局事務決裁規程第3条により、実施機関における事務処理として作成が義務付けられている文書であるため、当然存在すべきものであり、もし、不存在であるなら

ば事務処理を誤ったものであると主張している。

その主張の内容に照らすと、当審査会は、審査請求人において開示請求に係る行政文書が存在すると主張することに合理的な理由があるものと判断する。

3 文書の作成の有無及び存否について

本件審査請求は、行政文書不存在による不開示決定の是非を争うものであり、行政文書の作成の有無について、その事実を確認することとなる。ただし、当審査会は、実施機関における事務の執行について詳細に調査する権能を有してはいないので、専ら実施機関及び審査請求人の主張並びに実施機関から提出があった資料を基に判断を行うこととする。

実施機関は、開示請求に係る行政文書は不存在であり、その理由として、本件規程が従前から行っていた事務を文書化したにとどまるものであり、また、決裁権者及び関係課長において十分その内容を把握していたため、請求に係る文書を作成する必要がないと判断したためであると主張している。

これらの文書は、審査請求人の主張するように、文書管理規則により、必要に応じて起案用紙に添付することとされているが、その必要性に関する判断は実施機関の裁量が認められるところであり、作成する必要がないとした判断の是非はともかく、作成していないとの実施機関の主張には相当の信憑性があると認められるので、当審査会は、開示請求に係る文書は作成されていないものと推定するものである。

4 当審査会の判断

以上の理由により、本件処分には誤りはなく、前記第一の審査会の結論のとおり判断する。

第七 意見

当審査会は、条例第18条の規定に基づき、実施機関が行った開示決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについて、処分庁又は審査庁からの諮問により、当該処分について審査する機関である。

本件審査請求は、文書不存在による不開示決定の適否を争うものであるが、請求に係る文書が存在するとの事実がない限りは、本件処分そのものに誤りがないと結論付けるほかはなく、文書の作成が実施機関における文書事務に関する規則等に照らして、適切に行われたかどうかは、当審査会が審査する事項ではない。

しかしながら、条例において開示決定等に対する不服申立ての審理において第三者機関である当審査会の審査を義務付けている趣旨は、条例の適正な運用を担保すると同時に、条例の趣旨に則り、市民の知る権利を保障し、行政における情報公開を推進するためである。また、情報公開制度を適切に実施するには、行政が保有する情報について、文書管理が適切に行われなければならないものであることはいうまでもない。

このことから、本件処分の前提となった文書事務について下記のとおり当審査会の意見を付すものである。

本件審査請求に係る審査において、実施機関は、本件理由書及び本件会議録は作成する必要がないと判断したため作成しておらず、不存在であると主張している。起案文書に資料を添付するかどうか、また、その内容をどのようにするかについては、実施機関の裁量であるとしても、その判断は条例及び文書管理規則の趣旨を勘案したものでなければならないものである。

文書管理規則第22条第4項において、必要に応じて、起案用紙に、起案の理由、事案の経

過等を明らかにする資料を添付することを義務付けている趣旨は、単に決裁権者において起案の内容等を把握するためにとどまらず、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするという条例の趣旨を受けたものである。

本件理由書及び本件会議録は作成する必要があるとした実施機関の判断が明らかに条例等の規定に違反するものであるとまではいえないが、近年、実施機関における意思決定の過程についても、より一層の情報公開が求められており、起案文書を作成するにあたっては、意思決定の理由、経緯等についても適切に文書等を作成し、保存することが必要である。

今後、豊中市の情報公開制度をより一層充実したものとするためには、現に保有する行政文書の開示を保障するのみでなく、行政の保有する情報を適切に文書化していくことが必要であり、当審査会としては文書事務に関する一層の改善を求めるものである。

平成 18 年(2006 年)3 月 31 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 塩 川 茂

委 員 中 川 丈 久

IV. 情報提供の運用状況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

区 分	平成16年度まで	平成17年度	合 計
利 用 者 数	81,750	7,432 (-58)	89,182

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

- 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティーチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料2,684冊、他の行政資料等6,641冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

平成17年度の利用者数は、7,432人（1ヶ月当たり約619人で前年比5人の減）となっています。

②利用内容の推移

(件)

区 分	平成16年度まで	平成17年度	合 計
閲 覧	68,705	4,351 (-153)	73,056
視 聴	1,906	121 (-55)	2,027
複 写	26,683	3,685 (88)	30,368
提 供	43,043	2,944 (-926)	45,987
相 談	12,463	839 (645)	13,302
販 売	2,696	396 (260)	3,092
合 計	155,496	12,336 (-141)	167,832

* 視聴、販売は、7年度から分類。

- 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティーチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市を初め国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利 用 内 容 (件)							利 用 者 (人)		
	閲 覧	視 聴	複 写	提 供	相 談	販 売	計	個 人	法 人	計
4	319	10	285	374	52	5	1,045	354	262	616
5	346	7	280	260	65	7	965	312	297	609
6	373	7	309	210	69	3	971	281	335	616
7	379	12	320	225	66	18	1,020	291	304	595
8	475	25	294	363	64	9	1,230	400	299	699
9	330	13	257	225	59	6	890	274	263	537
10	361	4	267	217	59	309	1,217	265	284	549
11	305	9	258	188	60	8	828	260	266	526
12	261	5	225	164	64	5	724	193	264	457
1	353	13	210	214	83	9	882	274	309	583
2	423	5	450	249	101	15	1,243	374	430	804
3	426	11	530	255	97	2	1,321	379	462	841
計	4,351	121	3,685	2,944	839	396	12,336	3,657	3,775	7,432

(3) 保有資料の複写状況（行政文書開示等によるものを含む。）

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)	月	数量 (個)	収入額(円)
4	251	3,483	220,750	4	0	0
5	230	1,937	21,567	5	6	2,160
6	272	3,410	34,160	6	4	1,440
7	272	2,046	20,460	7	1	360
8	249	2,719	27,190	8	0	0
9	221	2,056	20,560	9	0	0
10	226	1,655	16,550	10	0	0
11	221	2,183	39,993	11	0	0
12	189	2,056	26,787	12	0	0
1	166	1,341	13,410	1	0	0
2	410	3,852	38,520	2	1	360
3	478	3,518	35,180	3	1	360
計	3,185	30,256	515,127	計	13	4,680

※通常のコピーのほかに、レントゲンの複写等も含むため、複写枚数×10円＝収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

(円)

No.	資料名	主管課名	単価	金額	販売数
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	0	0
2	豊中市史資料集	〃	1,200	0	0
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	22,500	3
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	18,000	2
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	15,600	2
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	31,600	4
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	7,300	1
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	68,000	8
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	78,000	10
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	16,000	2
12	豊中市統計書(平成13年まで)	〃	3,000	0	0
13	豊中市統計書(平成14年～)	〃	1,500	12,000	8
14	豊中の工業(平成9年調査結果)	〃	100	0	0
15	豊中の工業(平成8年以前の調査結果)	〃	500	0	0
16	豊中の商業(一般飲食店編)	〃	500	0	0
17	豊中の商業(卸売小売業編)	〃	500	0	0
18	豊中の商業	〃	300	300	1
19	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	1,200	3
20	豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌	〃	200	60,200	301
21	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策課	3,000	0	0
22	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	〃	3,000	6,000	2
23	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	〃	3,000	0	0
24	豊中市住居表示白全図	市民課	200	0	0
25	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	都市計画課	1,000	7,000	7
26	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	200	1
27	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	7,200	36
28	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	1,000	1
29	豊中の文化財	地域教育振興課	1,000	4,000	4
合 計				356,100	396

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	16年度まで	17年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(43.2%) 67,215	(45.2%) 5,570	(43.4%) 72,785
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(3.1%) 4,827	(0.6%) 80	(2.9%) 4,907
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(1.1%) 1,649	(0.9%) 117	(1.0%) 1,766
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	(9.5%) 14,721	(12.1%) 1,496	(9.7%) 16,217
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(2.6%) 4,055	(0.6%) 74	(2.5%) 4,129
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(4.2%) 6,546	(6.6%) 811	(4.4%) 7,357
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(3.8%) 5,874	(9.2%) 1,130	(4.2%) 7,004
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(10.9%) 16,886	(17.1%) 2,106	(11.3%) 18,992
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.5%) 3,834	(2.4%) 297	(2.5%) 4,131
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(6.1%) 9,566	(2.3%) 283	(5.8%) 9,849
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(1.0%) 1,607	(0.4%) 50	(1.0%) 1,657
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(2.5%) 3,947	(0.5%) 61	(2.4%) 4,008
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(9.5%) 14,769	(2.1%) 261	(8.9%) 15,030
合計		155,496	12,336	167,832

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料
②国の刊行物	各種白書（公務員、警察、青少年、経済、国民生活、厚生労働、環境、外交、通商、中小企業、通信、建設、防災、地方財政）、国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

V. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成18年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	行財政改革推進市民会議 (部会有)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	5	公 開	0
2	公共事業再評価委員会	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	3	公 開	0
3	防災会議	附 属 機 関	総 務 部 室 危 機 管 理	1	公 開	2
4	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附 属 機 関	総 務 部 課 情 報 公 開	5	一部非公開	3
5	情報公開・個人情報保護審査会	附 属 機 関	総 務 部 課 情 報 公 開	3	非 公 開	-
6	特別職報酬等審議会	附 属 機 関	総 務 部 課 人 事	1	公 開	0
7	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附 属 機 関	総 務 部 課 職 員	1	非 公 開	-
8	非常勤職員公務災害補償等審査会	附 属 機 関	総 務 部 課 職 員	未開催	-	-
9	市民公益活動推進委員会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 市 民 文 化 活 動	8	一部非公開	5
10	人権文化のまちづくりをすすめる協議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 人 権 企 画	2	公 開	1
11	豊中市同和問題解決推進協議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 人 権 企 画	2	一部非公開	1
12	人権まちづくりセンター運営協議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 豊 中 人 権 ま ち づ くり セ ン タ ー	休止	公 開	-
13	男女共同参画苦情処理委員会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 男 女 共 同 参 画 推 進 課	2	非 公 開	-
14	男女共同参画審議会 (部会有)	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 男 女 共 同 参 画 推 進 課	10	公 開	2
15	外国人市民会議	準ずる機関	人 権 文 化 部 課 文 化 芸 術 ・ 国 際	4	一部非公開	9
16	(仮称) 文化芸術振興条例策定 検討会議	準ずる機関	人 権 文 化 部 課 文 化 芸 術 ・ 国 際	5	公 開	4
17	総合計画審議会	附 属 機 関	政 策 推 進 部 室 企 画 調 整	休止	-	-
18	旧市立豊中病院跡地利用事業プロポーザル審査委員会 (※1)	準ずる機関	政 策 推 進 部 室 企 画 調 整	3	非 公 開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
19	(仮称) 自治基本条例検討委員会	準ずる機関	政 策 推 進 部 企 画 調 整 室	10	公 開	16
20	まちづくり専門家会議	附 属 機 関	政 策 推 進 部 ま ち づ くり 支 援 課	未開催	公 開	-
21	情報政策専門家会議	準ずる機関	政 策 推 進 部 情 報 報 告 課	1	公 開	0
22	環境審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 課	4	公 開	3
23	環境保全審査会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 課	8	公 開	9
24	都市デザイン委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 課	休止	公 開	-
25	地域交通施策・省エネルギー詳細ビジョン策定委員会	準ずる機関	環 境 政 策 部 環 境 課	4	公 開	4
26	廃棄物減量等推進審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 廃 棄 物 対 策 室	4	公 開	3
27	消費者保護会議	附 属 機 関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	休止	-	-
28	商品等適正化委員会	附 属 機 関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	休止	-	-
29	消費問題懇話会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	4	一部非公開	4
30	労働問題協議会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	休止	-	-
31	労働紛争調整委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	5	非 公 開	-
32	労働会館運営委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	1	公 開	0
33	民生委員推薦会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課	2	非 公 開	-
34	災害弔慰金等支給対象者認定審査会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課	休止	-	-
35	健康福祉審議会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課	3	公 開	11
36	公害健康被害認定審査会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 健 康 づ くり 推 進 課	12	非 公 開	-
37	保健医療審議会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 健 康 づ くり 推 進 課	1	公 開	2

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
38	公害健康被害診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	12	非公開	—
39	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	未開催	非公開	—
40	呼吸器疾患患者診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	12	非公開	—
41	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	2	非公開	—
42	障害者施策推進協議会	附属機関	健康福祉部 高齢福祉課	4	公開	18
43	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健康福祉部 障害福祉センターひまわり	1	公開	0
44	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康福祉部 保険給付課	4	公開	2
45	介護認定審査会（※2）	附属機関	健康福祉部 介護相談課	12	非公開	—
46	介護保険事業運営委員会 （部会有）	附属機関	健康福祉部 介護相談課	11	一部非公開	58
47	介護保険サービス苦情調整委員会	附属機関	市民生活部 介護相談課	3	非公開	—
48	市立保育所の移管法人選考委員会 （※3）	準ずる機関	子ども未来部 保育課	7	（非公開）	—
49	次世代育成支援推進協議会	準ずる機関	子ども未来部 子育て支援課	3	公開	0
50	市営同和住宅入居者選考委員会	準ずる機関	建築都市部 住宅課	休止	—	—
51	都市計画審議会	附属機関	建築都市部 都市計画課	3	公開	6
52	建築審査会	附属機関	建築都市部 都市計画課	4	公開	0
53	開発審査会	附属機関	建築都市部 都市計画課	3	公開	7
54	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	建築都市部 都市計画課	未開催	公開	—
55	中高層建築物等紛争あっせん委員会 （部会有）	附属機関	建築都市部 都市計画課	2	非公開	—

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
56	中高層建築物等紛争調停委員会 (部会有)	附属機関	建築都市部 開発調整室	未開催	非公開	—
57	豊中市計画事業野田土地区画 整理審議会	附属機関	建築都市部 庄内再開発課	1	公開	0
58	交通バリアフリー基本構想検討 委員会	準ずる機関	土木下水道部 土木下水道建設課	2	公開	6
59	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務局管理課	2	公開	0
60	水道事業運営審議会	附属機関	水道局 経営企画課	2	公開	3
61	市立小・中学校通学区区域審議会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 総 務 課	1	公開	0
62	奨学生選考委員会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 総 務 課	2	非公開	—
63	私立高等学校入学支度金貸付 あっせん選考委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 総 務 課	1	非公開	—
64	学校医等公務災害補償認定委員 会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 給 食 課	未開催	非公開	—
65	学校教育審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 指 導 課	未開催	公開	—
66	教育センター運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 セ ン タ ー 一 課	2	一部非公開	0
67	幼児教育振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課	1	公開	0
68	幼児教育支援センター運営委員 会	準ずる機関	教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課	3	公開	0
69	幼稚園における親の子育て力向 上推進事業支援委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課	7	公開	2
70	社会教育委員会議	附属機関	教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	3	公開	0
71	文化財保護審議会	附属機関	教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	2	一部非公開	0
72	市立図書館協議会	附属機関	教 育 委 員 会 岡 町 推 進 課	5	一部非公開	31

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
73	豊中市こども読書活動推進計画策定委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 千 里 千 里 公 民 館	3	非 公 開	-
74	豊中市新千里図書館・公民館創造会議（※4）	準ずる機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 岡 町 図 書 館	9	公 開	81
75	公民館運営審議会	附 属 機 関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 中 央 公 民 館	5	公 開	2
76	スポーツ振興審議会	附 属 機 関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 ス ポー ツ 振 興 課	3	公 開	0
77	小作料協議会	附 属 機 関	農 業 委 員 会 事 務 局	未開催	-	-
	附属機関	48		141		169
	準ずる機関	29		110		126
	合計	77		251		295

注)

※1 平成17年9月23日付廃止

※2 介護認定審査会は、458回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※3 平成17年8月16日付廃止

※4 平成17年10月22日付「新しい千里図書館・公民館のあり方を考える市民井戸端会議」から名称変更

VI. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

Ⅵ. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大学教授	
副 会 長	園 田 寿	大学教授	
委 員	峰 岸 暁 美	社会福祉協議会理事	
〃	和 田 昇	商工会議所監事	
〃	野 村 文 子	元働く婦人の家 広報誌編集スタッフ	17年8月23日まで
〃	櫻 井 徳 子	市民（公募）	17年8月24日から
〃	園 部 健 一	市民（公募）	17年8月24日から
〃	谷 口 佳以子	消費者協会会長	
〃	久 岡 眞佐代	弁護士	
〃	瓜 生 隆 子	人権擁護委員	
〃	松 倉 信 之	連合大阪豊中地区協議会議長	
〃	森 省 三	大学名誉教授	17年8月23日まで
〃	井 上 典 之	大学教授	17年8月24日から
〃	吉 川 寿 治	大学教育技術主事	
〃	吉 川 正 史	大学助教授	

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	木 村 修 治	弁 護 士	
会長代理	佐 野 久美子	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	塩 川 茂	〃	
〃	松 井 茂 記	大 学 教 授	17年9月30日まで
〃	中 川 丈 久	大 学 教 授	17年10月4日から

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不

服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

VII. 資 料

(1) 豊中市情報公開条例

公布	平成13年	4月	2日	条例第28号
沿革	平成15年	4月	1日	条例第9号
	平成16年	3月	25日	条例第1号
	平成17年	4月	1日	条例第19号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	行政文書の開示（第5条—第17条）
第3章	不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
第4章	情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
第5章	補則（第25条—第28条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もつて市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たつては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
 - (5) 市税の納税義務者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のもから行政文書の開示の申出があつた場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手續)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及

ばすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の

通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（費用負担）

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複写したもの及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

（他の制度との調整）

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

（審査会への諮問等）

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的な推進

（実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実）

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適

時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときは除く。

(1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画

(2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

(行政文書の管理)

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行]

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求(以下「旧請求」とい

う。)は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成15.4.1条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16.3.25条例1）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17.4.1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布 平成 元年 4月 1日 条例第 6号
沿革 平成12年 3月31日 条例第 3号
平成13年 4月 2日 条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、職務の遂行に関し、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき及びその権限の範囲内で正当に行われるときを除き、次に掲げる個人情報を収集し、保管し、又は利用してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他基本的人権を損うおそれのある個人情報

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用目的及び内容を明らかにし、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めのあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第5号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認められた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為

によつて個人情報収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保管又は利用（以下「保管等」という。）に係る個人情報を、前条第1項に規定する利用目的以外の目的のために当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 法令等に定めのあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。

3 実施機関は、前項第5号の規定に該当することにより個人情報を目的外利用又は外部提供しようとするときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

第3章 個人情報の適正管理等

(個人情報ファイルの設置等)

第9条 実施機関は、個人情報ファイル（一定の業務を処理するため、体系的に構成された個人情報の集合物であつて、氏名、番号等により特定の個人を検索し得るものをいう。以下同じ。）を設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルその他の市規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

4 実施機関は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。
(安全確保等の適正管理)

第10条 実施機関は、保管等に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保管等に係る個人情報を利用の目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保管等の必要がなくなった個人情報について、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部提供に係る適正管理)

第11条 実施機関は、第8条第2項の規定により外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該外部提供に係る個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

(処理委託に係る適正管理)

第12条 実施機関から個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第10条第1項に規定する実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の保護を図るため、受託者に対し、当該処理業務に係る個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者等の義務）

第13条 受託者及びその受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 自己情報の開示等

（自己情報の開示請求）

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

（自己情報の開示義務等）

第15条 実施機関は、本人から、前条の規定による自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該開示請求をした者（次項、第22条の3、第23条第2項及び第26条の2第2号において「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

（1）法令等の規定により開示することができないとされているもの

（2）個人の評価、診断、判定、選考等に関するものであつて、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

（3）開示することにより、実施機関の公正かつ適切な事務事業の執行を妨げるおそれがあると認められるもの

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（訂正の請求）

第16条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

（削除の請求）

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報が第6条に規定する制限を超え、又は第7条の規定によらないで収集されたものであると認めるときは、その削除を請求することができる。

（目的外利用及び外部提供の中止の請求）

第18条 何人も、実施機関が自己情報を第8条の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供し、又はしようとしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

（法定代理人による請求）

第19条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて第14条の規定による開示、第16条の規定による訂正、第17条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求を行うことができる。

（自己情報の開示等の請求方法）

第20条 自己情報の開示等の請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

（1）氏名及び住所

（2）請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、同項の規定による自己情報の開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情

報を提供するよう努めなければならない。

(利用及び外部提供の停止)

第21条 実施機関は、前条の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求があつたときは、次条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によつて実施機関の正当な職務執行に支障が生ずる場合は、この限りでない。

(自己情報の開示等の請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部又は一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めるときは、その旨の決定をし、請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示等の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めないとき（自己情報の開示等の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、全部を認めない旨の決定をし、請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供を認める旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(自己情報の開示等の決定等の期限)

第22条の2 前条第1項及び第2項の決定（以下「自己情報の開示等の決定等」という。）は、自己情報の開示等の請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第20条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に自己情報の開示等の決定等を行うことができないときは、自己情報の開示等の請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に自己情報の開示等の決定等を行わないときは、前条第2項の規定による全部を認めない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第22条の3 開示請求に係る自己情報に市、国、他の地方公共団体その他の公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、自己情報の開示等の決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(自己情報の開示等の実施)

第23条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等を認める旨の決定をしたときは、速やかに、自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしなければならない。

2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が記録されている行政文書が、文書又は図画である場合にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあつてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第15条第2項本文の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

5 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を行ったときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

(費用負担)

第24条 自己情報の開示等に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複写したもの及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

第5章 苦情の申出及び救済手続

(苦情の申出)

第25条 何人も、自己に関する個人情報の処理について苦情があるときは、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。

(審査会への諮問等)

第26条 自己情報の開示等の決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る自己情報の開示等の決定等（自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認める旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除、又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第26条の2 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

第6章 雑則

(他の制度との調整)

第27条 この条例は、法令又は他の条例において個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供に関する手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第28条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(協力要請)

第29条 市長は、市が出資する法人で市規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第31条 第13条の規定に違反して個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

ても同項の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成元. 8規則37により、平成元. 10. 1から施行。ただし、第1条、第2条、第7条第2項第5号及び同条第3項、第8条第2項第5号及び同条第3項並びに第30条の規定は、平成元. 8. 24から施行〕
- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が保管している個人情報ファイルの届出については、第9条第1項中「設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し」とあるのは「現に設置しているときは、市長に対し」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の相当規定により行つた個人情報の収集、保管及び利用とみなす。
- 4 第31条の規定は、この条例の施行の際、現に締結されている委託契約については、適用しない。

附 則（平成12. 3. 31条例3）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13. 4. 2条例29）

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成13. 9規則70により、平成13. 10. 1から施行〕
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされている請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりなされた請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第26条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、改正後の条例第26条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

(3) 豊中市個人情報保護条例

公布 平成17年 4月 1日 条例第19号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目 次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い
 - 第1節 収集等の一般的制限（第6条）
 - 第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条―第11条）
 - 第3節 個人情報の利用及び提供（第12条―第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 自己情報の開示等
 - 第1節 自己情報の開示請求（第18条―第31条）
 - 第2節 訂正、削除等の請求（第32条―第50条）
- 第5章 苦情処理及び救済手続（第51条―第54条）
- 第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条―第58条）
- 第7章 雑則（第59条―第62条）
- 第8章 罰則（第63条―第69条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

（実施機関の役割）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によつて得られた個人情報
- (3) 大阪府統計調査条例(昭和26年大阪府条例第27号)第2条第1号に規定する統計調査によつて集められた個人情報
- (4) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとつて欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

- 3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

- 4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によつて個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(安全確保の措置等)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなつた保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

第10条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかななければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)があるとき。

(2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によつて個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫つた危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
- (2) 試験的又は一時的に用いるもの
- (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
- (4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であつた者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であつた者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあつては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

(自己情報の開示義務)

第20条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項、第22条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共

団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし，若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて，開示しないと条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて，当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

(7) 開示することにより，人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(8) 法令等の規定により，又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報

(部分開示)

第21条 実施機関は，開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において，不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る自己情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，開示しても，開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 実施機関は，開示請求に係る自己情報に不開示情報（第20条第8号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であつても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該自己情報を開示することができる。

2 実施機関は，前項の規定により第20条第2号に掲げる情報を開示しようとする場合には，開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

(開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し，当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該自己情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第24条 実施機関は，開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は，開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決

定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日(第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について開示決定等を行う期限

- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（開示請求の特例）

第29条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、第24条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

（費用負担）

第30条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第28条第3項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

（他の制度との調整）

第31条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第2節 訂正、削除等の請求

（訂正請求権）

第32条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であつた者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であつた者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあつては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手続)

第33条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
- 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

第34条 実施機関は、訂正請求があつたときは、第37条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によつて実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第35条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第36条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき(前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第38条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等をするできないときは、訂正請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 訂正請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に訂正決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情

報の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第39条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があつた日から起算して60日(第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第37条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(訂正の実施)

第40条 実施機関は、第37条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行つたときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

第41条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正を行つた場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

第42条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止(以下「削除等」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止

(2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による削除等の請求(以下「削除等請求」という。)をすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であつた者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であつた者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあつては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(削除等請求の手續)

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記

載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあつては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。

（利用及び外部提供の停止）

第44条 実施機関は、削除等請求があつたときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によつて実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

（自己情報の削除等義務）

第45条 実施機関は、削除等請求があつた場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。

（削除等請求に対する決定等）

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等を行わないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等を行わない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

（削除等決定等の期限）

第48条 前条第1項及び第2項の決定（以下「削除等決定等」という。）は、削除等請求があつた日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自

己情報の全部の削除等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があつた日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

第50条 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

第51条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

第52条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等(削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等を行うこととするとき。

(諮問をした旨の通知)

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨

を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

- (1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。
- (2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となるものにその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあつせんに努めるものとする。

第7章 雑則

（国等との協力）

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

第61条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な

措置を講じなければならない。

(委任)

第62条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第8章 罰則

第63条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第10条第1項の受託業務若しくは第12条第2項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第64条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第65条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第66条 第63条に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

第67条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第63条、第64条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第68条 第63条から第66条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第69条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第20条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第19条、第33条又は第43条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第26条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第52条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6～8 他の条例の一部改正

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもつて組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則 (平成13. 4. 2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

(5) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもつて組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。
(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元.9規則53により、平成元.10.1から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13.4.2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13.9規則72により、平成13.10.1から施行]

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17.4.1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行]

(6) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成18年（2006年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653